

環 政 1 1 8 3 号  
平成30年9月12日

関係団体 様

石川県生活環境部環境政策課長  
( 公 印 省 略 )

海域の窒素・りんの暫定排水基準の見直しについて

日ごろから本県環境行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、別添写しのとおり環境省水・大気環境局長から「排水基準を定める省令」附則第2項において、本年9月30日まで適用されている海域の窒素・りんの暫定排水基準を改正する旨の通知がありました。

これにより、県内では七尾湾に排水している特定事業場のうち暫定排水基準が適用されている窒素含有量に係る4業種及びりん含有量に係る1業種については、本年10月1日から新たな暫定排水基準が適用され、また適用期間が延長されることとなります。

お手数ですが、当該改正について、会員等への周知についてご協力をお願いいたします。

なお、ご不明な点等がございましたら、当課又は最寄りの保健所（生活環境課）までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

(事務担当)

石川県生活環境部環境政策課  
水環境グループ 藤井

〒920-8580 金沢市鞍月1-1

TEL:076-225-1491

FAX:076-225-1466

e-mail:suishitu@pref.ishikawa.lg.jp

環水大水発第 1808281 号  
平成 30 年 8 月 28 日

都道府県知事 殿  
水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長  
(公印省略)

### 海域の窒素・りんの暫定排水基準の見直しについて

海域の窒素・りんについては、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)附則第 2 項において暫定的な排水基準(以下「暫定排水基準」という。)を設定しており、その適用期間は平成 30 年 9 月 30 日に終了する。

現行の暫定排水基準の対象業種について、現時点での各対象業種の排水濃度の実態及び適用可能な処理技術等に照らし、排水基準を定める省令第 1 条に規定する排水基準(一般排水基準)への対応の可否を確認し、各対象業種に係る暫定排水基準を必要に応じて見直した上で、適用期間を天然ガス鉱業については平成 33 年 9 月 30 日まで、その他対象業種については平成 35 年 9 月 30 日まで延長する。このため、排水基準を定める省令の一部を改正する省令(平成 30 年環境省令第 18 号。以下「改正省令」という。)を平成 30 年 8 月 28 日に公布し、同年 10 月 1 日から施行するものである。

については、下記の事項に留意の上、改正省令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

### 記

#### 1 改正の内容

暫定排水基準が適用されている業種のうち、窒素含有量に係る 4 業種及びりん含有量に係る 1 業種については暫定排水基準を見直し、適用期間を平成 35 年 9 月 30 日まで延長する。また、天然ガス鉱業については、現行の暫定排水基準のまま、適用期間を平成 33 年 9 月 30 日まで延長する。改正省令施行後の暫定排水基準については、別添のとおりである。

## 2 暫定排水基準が適用される特定事業場について

改正省令の施行に当たっては、暫定排水基準が適用される特定事業場の取扱いについて以下の事項に十分留意されたい。

(1) 暫定排水基準が適用される特定事業場が同時に複数の業種に属する場合には、当該業種に係る排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する（附則別表備考4）。

(2) いわゆる共同処理場（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第74号の施設を有する事業場）については、その処理する水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなして、暫定排水基準を適用する（附則別表備考5）。

## 3 水質汚濁防止法に係る指導の徹底について

今般の暫定排水基準の見直しの検討に当たり、畜産農業の一部において排水基準の超過事例及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条に基づく測定義務を履行していない事例が見られた。これらの規定については、水質汚濁防止法第31条及び第33条において罰則が設けられている。このため、貴自治体におかれては、水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守について、一層の徹底を図られたい。なお、本通知については、関係省にも情報提供しており、畜産農業に対する指導に当たっては畜産担当部局とも連携いただきたい旨申し添える。

(別添)

## &lt;全窒素&gt;

(単位：mg/L)

	業種その他の区分	現行 (平成 25～30 年)		見直し後		期間
				基準値		
		許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均	
窒素	天然ガス鉱業	160	150	160	150	平成30年10月1日～平成33年9月30日
	畜産農業 (豚房を有するものに限る。*)	170	140	130	110	平成30年10月1日～平成35年9月30日
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	4,250	3,500	4,100	3,100	
	酸化コバルト製造業	400	120	300	100	

## &lt;全りん&gt;

(単位：mg/L)

	業種その他の区分	現行 (平成 25～30 年)		見直し後		期間
				基準値		
		許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均	
りん	畜産農業 (豚房を有するものに限る。*)	25	20	22	18	平成30年10月1日～平成35年9月30日

※面積が 50 m<sup>2</sup>以上のもの